

「地域の歴史資料をのこすために-自治体史編さんの経験から-」

国立歴史民俗博物館

久留島 浩

はじめに

1) 「学術野営」という試み

① 「学術野営」という試みが、今なぜ必要か

詳しくは、堀井趣旨説明

さしあたり、「他地域に住む研究者も含めて、その地域の歴史・文化・自然資料（学術資料でもある！）を調査・研究しようとする人たちが一緒に『現地』で調査し、その調査過程や成果を、そこに住み・働く人たちと共有し、その地域の歴史・文化・自然資料を将来にわたって継承する方法（調査・研究して保全するとともに活用する方法）を考える場を設定するような研究の在り方」と理解
→このような試み（場）をさまざまなところで広げることによって、その地域の歴史・文化・自然資料（資源）を自らのものとして捉え（学び・考え）、あるいは自らも調査・研究して、保全・活用し、これからの地域社会を担う未来世代に継承しようという人びとが増えることが必要とされている

②奥州市の現在の取り組みについて

- ・市域に残された歴史文化史料の悉皆的調査を実施

同時に、調査した資料を地元の胆沢古文書研究会の協力のもと、刊行

「古文書は解説刊行されてこそ一般の活用に供することができる」という趣旨のもと、旧胆沢町教育委員会が刊行してきた『奥州市胆沢古文書資料集 胆沢の古文書』（奥州市教育委員会）の刊行を継続している

- ・合同会社 AMANE さんの調査について

記録をとりつつ、まず棚や引き出し箱などの収蔵先ごとに、史料群を大まかに把握し、最終的には 1 点ずつに目録をとり、史料を撮影する

→現状記録調査＝概要調査を前提としながら、基本的には全点を記録する

→こうして記録された 1 点ごとの史料に関する情報はデジタル化され、現在、国立歴史民俗博物館のメタ資料学研究センターで作成したデータベース [khirin] 上で、個人情報などには十分注意しつつ公開・共有できるようにする

- ・所蔵者のこれまで保存してきた努力や思い・個人情報などに十分配慮した上で

信頼のおける数箇所記録保存をすることで、地域の歴史文化を知るうえで不可欠な史料情報を後世に確実に伝えることは急務

＝地域の歴史を未来世代にたしかに引き継ぐ（「つなぐ」）ということ

2) 近世村落研究者にすぎないわたしの経験からどのようなお話ができるか

①いくつかの自治体史編さん事業に関わった経験から、こうした自治体史編さんの持つ意味から考える

岡山県史・田無市史・山梨県史・熊取町史・千葉県史・倉敷市史・鏡野町史・小平市史・千葉市史

- ・奥州市は「市町村合併」のなかで、それぞれの旧市町村が遺した貴重な成果を引き継いでいるという意味で、モデルケース
- ・奥州市を形成する旧市町村がそれぞれ自治体史を編さんしてきたことの重みもある

『江刺市史』 第1巻 (通史篇 原始・古代・中世) 1983年/第2巻 (通史篇 近世) 1985年/第3巻 (通史篇 近代・現代) 1987年/第4巻 (社寺旧跡篇) 1990年/第5巻 [2] (資料篇 近世1) 1974年/ [3] (資料篇 近世2) 1975年/ [4] (資料篇 近世3) 1976年/ [5] (資料篇 近世4) 1977年/ [6] (資料篇 近代1) 1978年/ [7] (資料篇 近代2) 1979年/ [8] (資料篇 古代・中世) 1982年

『水沢市史』 1 (原始—古代) 1974年/2 (中世) 1976年/3 (近世 上) 1981年/4 (近世 下) 1982年/5 (近代2) 1990年/6 (民俗) 1978年/7 (資料編) 1993年

『胆沢町史』 1 (原始古代編) 1981年/2 (古代中世編) 1982年/3 (古代中世編) 1982年/4 (近世編1) 1997年/5 (近世編2) 2000年/6 (近・現代編1) 2002年/7 (近・現代編2 前編) 2004年/7 (近・現代編2 中編) 2006年/7 (近・現代編3 後編) 2006年/8 (民俗編1) 1985年/9 (民俗編2) 1987年/10 (民俗編3) 1991年/11 (民俗編4) 1994年

『前沢町史』 上巻 1974年/中巻 1976年/下巻1 1981年/下巻2 1988年/教育編 2010年

『衣川村史』 1 (通史編) 1989年/2 (資料編1) 1987年/3 (資料編2) 1988年/4 (資料編3) 1988年/5 (資料編4) 1989年

『奥州市胆沢古文書資料集』 第18～24集 (若柳惣之町阿部家文書 2007年～2020年)

※現在、歴博が収蔵しているものに限定している

②地域の歴史・文化資料の現状

③どのように地域の歴史・文化資料を未来世代に継承するか

I 自治体史編さん事業の持つ意味

1) 自治体史編さんにおける地域歴史文化資料調査の方法と「課題」

①千葉県史編さん事業の事例

・県史編さん事業の意義 (当初!)

「千葉県史料研究財団」設立の意義

千葉県史編さん事業との関わりにおいて、「古文書・公文書その他歴史的な史料の散逸及び消滅を防ぎ、これを後世に継承することを目的として県史編さん事業を行う」

=県史編さん事業を「県史」ができたこととおしまいにならない

県内に残る史料の調査・研究・写真による収集を行い、県民にその成果を公開・共有する

→実際 (現実) は?

県史編さん事業の終了とともに解散

調査で収集した情報は「千葉県文書館」へ、当初は置かれた「県史班」もなくなる

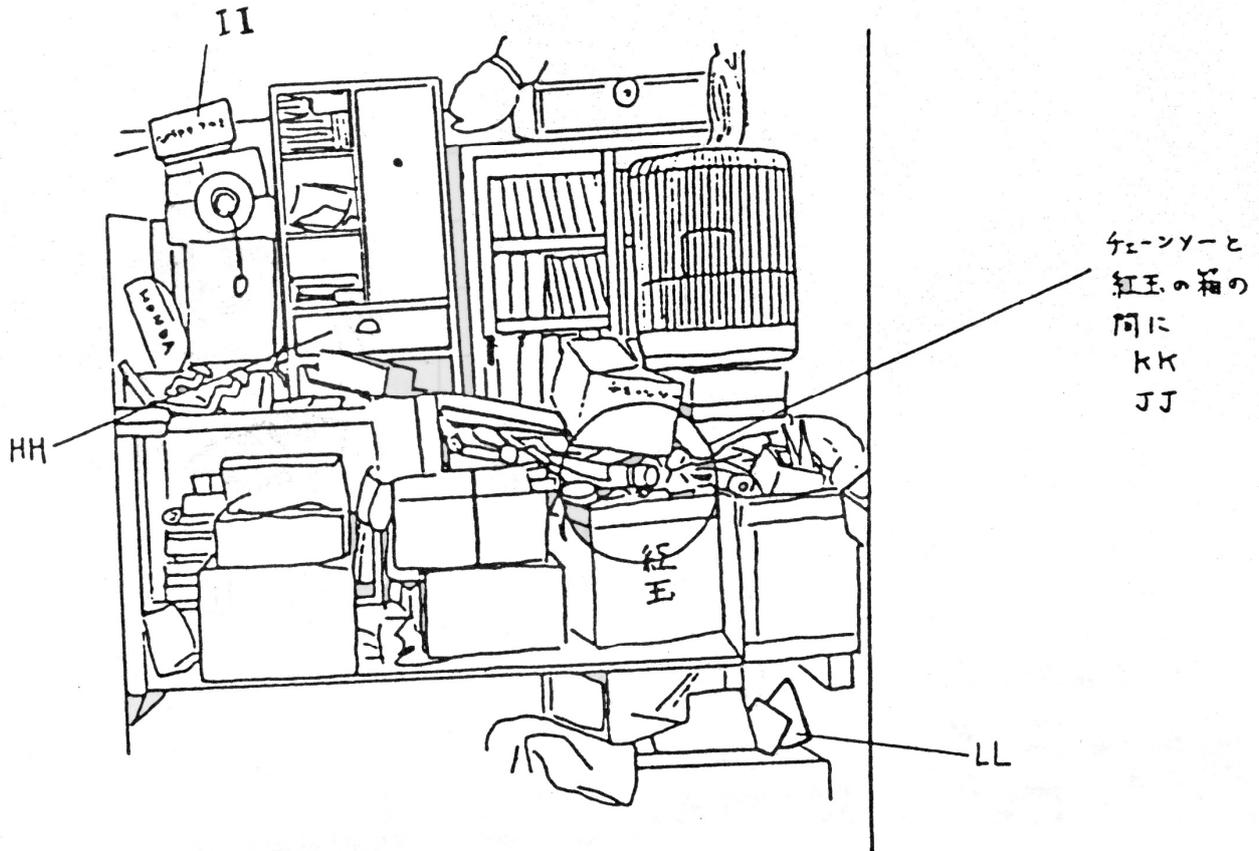
・史料調査方法

概要調査：それまでの千葉県史編さん事業 (旧県史) での調査や県内の自治体史編さん事業のなかで蓄積された (たしかに継承されてきたかどうか?) 成果を可能な限りあつづけて、活かすことができるか? 「現在」どの程度、そのときの史料群を見つけることができるか?

記録調査：上述の AMANE さんの調査方法と基本的には同じ

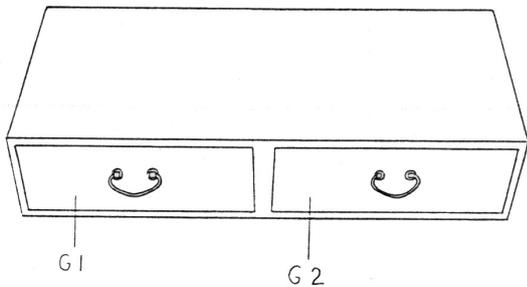
デジタルカメラが普及していない時期だったので、記録は手書き

図8 土蔵1階入口壁面（単位HH~LL）



史料単位 G

〔全体図〕

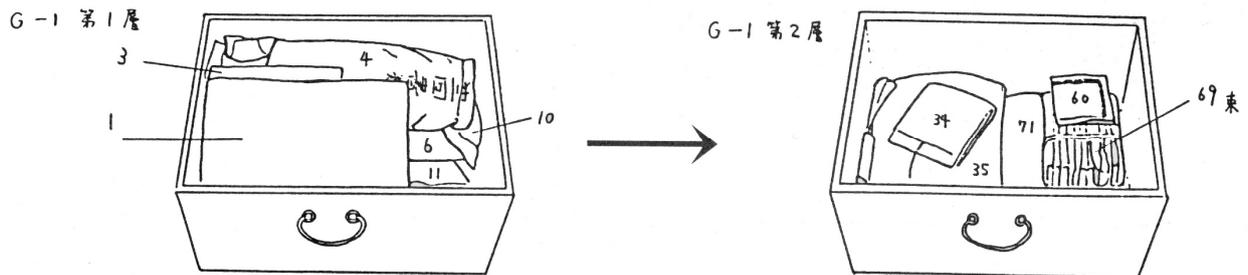


〔状態メモ〕 箆筒（幅835mm×高さ254mm×奥行295mm）。左右引き出しありそれぞれG-1、G-2とする。

史料単位 G 組織 1

〔現状記録スケッチ〕

（取り出し原則）上から下へ、左から右へ。



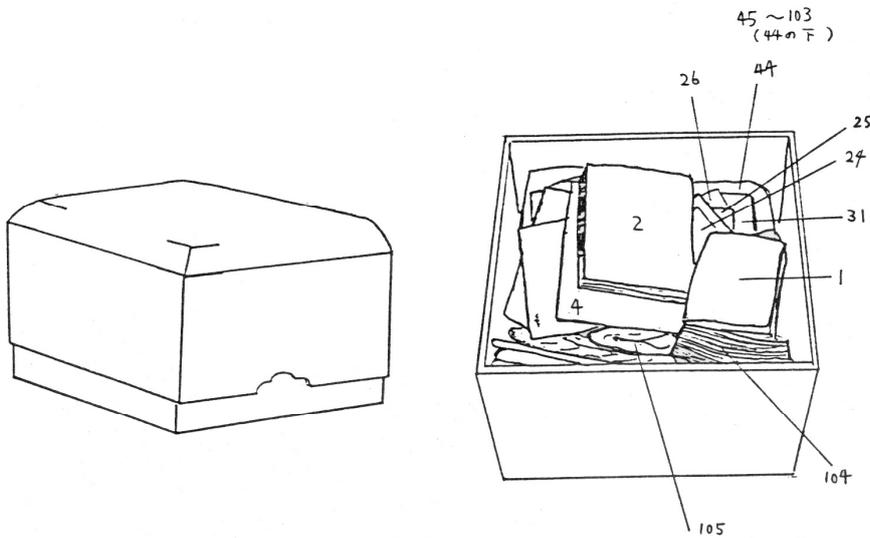
〔状態メモ〕 単位Gの左側引き出し（幅372mm×高さ180mm×奥行263mm）。

〔主な内容〕 嶺岡牧畜産関係、安政期の皆済目録、書状類。

史料単位 F

〔現状記録スケッチ〕

(取り上げ原則) 手前右側の横冊を1とし、左列を上から下に(1~23)、続いて右列を同様、最後に手前壁際のもの。



〔状態メモ〕

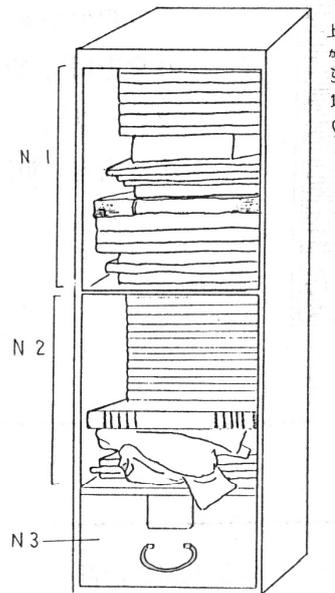
漆塗木箱(幅380mm×高さ190mm×奥行380mm)。左右2列と手前壁際に冊・状混在でたてに収納されている。ふた裏、身底部に書き入れ(銀筆)「霞ヶ関御住居祐筆聞」あり。
〔主な内容〕明治期の嶺岡牧関係、戸長役場関係文書。

史料単位 N

〔現状記録スケッチ〕組織1、2

(取り出し原則) 上から下へ、手前から奥へ
〔状態メモ〕 上中下三段に仕切られた小型(幅257mm×高さ750mm×奥行335mm)。上段から組織番号として1~3を付す、最下段は引き出しとなっている。

〔主な内容〕書籍、教科書類



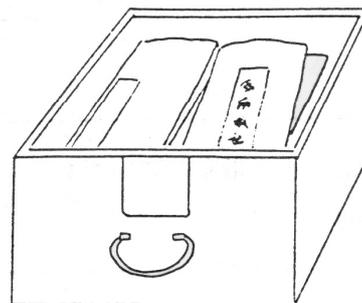
史料単位 組織3

〔現状記録スケッチ〕

(取り出し順) 右列→左列、それぞれ上から下へ

〔状態メモ〕 単位N引き出し(幅233mm×高さ120mm×奥行321mm)

〔主な内容〕英語テキスト



詳細調査：可能な限り1点ごとの目録を作成し、「さしあたり」県史編さんに必要な史料をマイクロカメラで撮影

- ・概要調査を踏まえ、これまでに調査されたことのない、自治体史編さんをしていない、あるいは編さん後かなりの年数が経っているところの地域から開始（「空白地域」の調査から）

→調査先

調査件数 1168 件余

マイクロフィルム撮影史料数 13 万点余 (2,713 リール)

資料編 (全6冊) に収録できた史料数 280 点弱 (マイクロフィルムで収集したものの2.1%)

調査後の史料は？

現在、千葉県文書館4階の閲覧室で、目録で検索することができ、(個人情報などでの制約があるもの以外は) 焼き付けられて簡易製本された史料が閲覧できる

②千葉市史編さん事業 1970年代初頭から 千葉市の変貌と重なる(その変化の前をなんとか残さなきゃ)

- ・史料調査をできる限り行い、資料編の刊行を重視する

寄託できず、返還した文書群もあるが、区有文書などは「虫干し」のときに立ち会う努力をしている

→調査先 約430件(但し二次分以降も含む)

調査点数 161,855点(近世18,752点、近現代72,116点、未分離70,988点)

史料編(近世編2-9巻)に収録できた史料数 2054点

2) 何が重要か

※一から始めるのではなく、これまでの成果を可能な限り把握することから始めることは当然

※現在ではデジタルカメラで容易に記録保存できるので、「悉皆」もやる気と条件さえあれば可能

①アフターケアができたかどうか(なぜアフターケアこそが重要か?)

- ・自治体史編さんは「年限が決められ」本編と資料編をつくって並べれば終わりになりがち
編纂のきっかけが、立村・立町・立市(市政)〇〇年記念事業である場合も多い
自治体史編さん後も、市史編さん室などが残るところはほとんどない
自治体史編さんは、「そのときの首長の「業績」」とされるところもある
まだ「未了」であるという自覚があるかどうかポイント

※この点で、**【衣川町史 資料編3の「発刊にあたって」(衣川村立村百年記念事業の一環)は注目に値する**

「これら村内の古文書資料については、編纂室開設以来、その調査収集のため鋭意努力を続けて参りましたが、未だ完了の域に達していませんし、かつ古い年代に於ける災害等での資料の消失もさることながら、諸般の事情から、最近になってから失われた資料が少なくないことが判り、村史編纂の着手の遅れが悔やまれてならないところであります。従って、本書の内容も断片的で一貫性を欠く状態とはなりましたが、それぞれの時代に於ける村民生活を知る上で、参考となり興味の深い内容が多く盛られておりますので、ご活用下さると共に、新たな資料の収集に一層のご尽力を賜りたいと思います。」「この度の刊行は多少不備ながらも早期に完結するところに、また意義があるものと思われます。何故ならば、近い将来において補足編を必要とする機運が強くなり上がり、より完璧を期し得るからであります。」(佐々木秀康村長の発刊の挨拶、昭和63年12月)

なお、他県でもたとえば、山形県内の自治体史編さん事業でも、資料集を出し続けるところがあった(ある)

- ・調査した史料の多くは、元の所蔵者へ返した=現在の日本では、まだ個人の所有物というものが少なくない
ごくごく一部が翻刻、さらにその一部が資料編に掲載されておしまい、というところが少なくない
所蔵者に戻すと掲載されたものだけが「大切」にされることも

大量の場合は手に余る しかし、虫干しなど必要な処置をしないと「破損」する

世代交代、改修の際に、「ほこりまみれの古いもの、ネズミのおしっこなどのおいがするもの」は「汚いもの」として廃棄される あるいは、古道具屋が買いたたいていく
水損があると、即廃棄されてしまう

→自治体にしかるべき施設がないところも多いので、すべてを預かるということは無理にしても、「公共的性格」のある史料群や持ちきれない資料は、可能な限り公的保護をすることが必要だと痛感

・「文化財」に指定してもらえない場合も多い

→自然災害のときに、もっとも「弱い」歴史文化資料であり続けている

②どこまで、調査・記録保存・資料集掲載ができたか？

・私自身は、近世史研究者なので、せいぜい明治10年代まで

30年前までは、大量の近現代資料がでてくると「お手上げ」「要整理」と書いて段ボール箱に入れるのが精一杯

→近現代資料の調査・保存の遅れ

・資料の作成のされ方も性格も、残り方も変化するし、地域の歴史によってまちまち

とくに、連合戸長役場など、歴史的な合併（や分離）のたびごとに、資料の残り方（残される場所も残され方も）が変わる

・ましてや、とくに現在につながる個人の資料（書簡・はがき・日記・学校関係資料など）についての調査方法についての共通認識はなかった

→地域や家に残された資料全体（実は、建物そのものや家具や民具なども含めて）をどのように把握し、それに対してどのように保存していくのか、についての方法も理念も未熟 「もの」資料にまでは手が回らず
古文書でさえ、近世以降のものについては、共有できるような「古文書学」は十分ではない

実践的な分類論が中心 近世史料論は未完成

→結果的に、その資料群の調査者の判断に任されてきた

だれでも、どこでも出来る現地史料調査方法！！を模索し続けてきた

さらに、この新型コロナウイルス感染症流行のなかでは、調査をどうするか？

II 地域に残る歴史文化史料の現状をどのように考えるか

1) 現在の調査方法

・いまでは、出てきた（発見した）史料は、原則的に現状を活かし、すべてを記録するという方法が主流
高性能で安価なデジタルカメラでの撮影が、その場での「全点撮影」（記録）さえ可能にしている

その場でなくて、研究室や自宅に戻ってもから、デジタル画像で目録が作成できる

ただし、問題点も！ 読むことのできる院生・学生のトレーニングが困難（史学科の学生・院生数の減少）

・近代史料は、紙質から言っても、残され方から言っても痛みやすいうえ、現在に近い史料は、公的な文書だということになりにくいという限界をもつ（実際に多くの家や個人情報に関わる史料も含まれる写真等も含めて）が、この点でも認識は変わった

→東日本大震災の津波やその後頻発した水災で被災した史料の応急措置や救済・保全が必要である

家や個人で大切にしてきたフィルムや写真の応急処置については、本日「弐の座」座主の山内さんが詳しいが、個人・家の復興の際に、もとの生活そのものは無理でも、このような写真などから、かつての自分たちの歴史を想起することは「立ち直る」ときに大きな意味がある

→ 「流れてきた史料は、とにかく拾い、保全する」ことから始まっている

「もとどおり」は無理でも、読むことができ、残すことができる状態までは戻し、保存する
どのように「活用」するかはさまざまな試みがなされている

災害時の史料喪失とそれへの対応については、「壹の座」へ

→もちろん、無尽蔵にある史料をすべて、記録することは難しいが

「歴史的な史料」たりうるもの（現在も作成され続けているものも含めて）をどのように残すかが問われている

平常時にこのような地域歴史文化資料の調査を行った経験のある者であれば、ある程度の「判断」をしながら、整理するが、
緊急に救済した史料は、とりあえずはその場では「判断」しない

このことの「つけ」も実は大きい 結果的に、どこかの時点で、何を記録保存し、何を実物でも残すかを判断せざるを得ない=重い課題（レスキューした資料なのに！）

2) 家（個人）が継承（保存）してきた地域歴史的資料の「公的（公共的）」性格について

- ・公文書がいかに大切かは、国レベルでは明確 県・市町村でも同様

現在、わたしたちがどのような状態にあるのか？

公文書が、そのときの政治家や官僚によって、「自由に」処分（隠滅）されると、後世の人々が「歴史」を検証できなくなる=わたしたちの歴史を喪失するということ

- ・なぜ、日本では「公共的な意義」を持つ史料を個人が継承してきたか？

兵農分離が進むなかで、領主=武士は城下へ集住するのが一般的。村に残った百姓を確実に支配し、年貢・諸役を徴収するために、
は、「文書」による意思疎通が前提（文書主義）

地域に残る文書（史料）は、江戸時代の村役人の機能・職務に基づく=文書管理も村役人の仕事

村役人が二重の意味で公的（領主支配を請ける・生活と生産の共同体としての村の業務を行う）な職務を遂行するうえで作成する
文書の多さ

村役人が交替するときに「引き継がれる」ところもある（「持ち回り文書」）→近世最後の村役人が所有、あるいは区有文書となる
=決められた文書を次の村役人に確実に引き継がなければならないという決まりになっているところもある

村役人を世襲する、あるいは有力な家が引き受けるときは、その家に継承される

- ・個々の村の村役人ととどまらない 藩や幕領の代官所と村との間には、広域な村の連合組織が存在する

藩では、大庄屋一組、幕領では、惣代庄屋一組合村、旗本知行所でも「割元」「地代官」と所領全体のまとまりが存在している=
複合的・重層的な構造を持つ史料群

大庄屋などは世襲的なところの方が多いが、幕領の組合村では、組合村の運営に関わる文書はその年の惣代庄屋が引き継ぐ場合も
多い 「組合文書」=持ち回り文書

→問題は、近代以降も、村などの指導的立場にいた場合など、そのまま継承され、それ故に大切に保管されてきたところもある一方で、戦後の混乱期、高度経済成長期、バブル経済崩壊期など、社会が大きく変化するなかで（さらに市町村合併などが契機ともなって）、世代交代のときに、継承してきた文書群を処分することもあった

=個人（家）で継承することは決して容易なことではない！！

3) 個人所蔵の「公共的な性格」を有していた、こうした文書群の今後の処遇をどうするか？

少子高齢化にともなう地域住民の減少（過疎化）、地域間格差のもとで進む地域社会の弱体化（そもそも、日本全体の人口減少はとどまらない）が進むなかで、こうした民間所蔵文書は、日常的に危機的状況にあるともいえる

→この点は「貳の座」へ

→しかし、基本的には、まずは市町村の責任

予算も人員も収蔵する場所も少ないなかでどうするか？

4) 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営にかんする法律の一部を改正する法律」との関わりで

- ・この法律の背景(趣旨)については、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画
- ・保存活用計画の策定等に関する指針」(私が手に入れたのは「案」)によれば

「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の消失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。」

→そのとおり！！

では、これを、どのように実現するか？

「未指定を含めた文化財」をどのように調査して把握するのか？ 全体像を把握することが前提のはず！

この場合、「文化財」とは何かも問われる 誰のための「文化財」か？

それを、どのようにすれば「まちづくりに生かす」ことができるのか？

「文化財継承の担い手を確保」するために何が必要か？

「地域総がかり」はどのように構築するのか？

→都道府県で策定された「文化財保存活用大綱」のなかでの位置づけも重要だが、なによりも今後作成される(すでに作成されている?)「文化財保存地域活用計画」がどのようになるのか?がポイント

指針では「5-10年程度の範囲で」計画の有効期間を設定せよとある

「当該市町村の文化財の概要」

指定文化財のリスト化とその概要や特徴を書かせる

「現在把握している未指定も含めた域内の文化財をリスト化し、別添として添付する。本文に記載しても可」としている
ので、さしあたり指定文化財、そして把握している未指定文化財の順番

「文化財の保存・活用に関する課題」では

「未指定を含む文化財の消失・散逸や文化財の担い手の減少の状況、適切な周期での修理ができていない域内の文化財の状況、文化財を継承する技術・材料等の確保・生産体制の現状などの課題・問題意識を記載」とあるので、未指定のもの(指定される以前のもの)も広く「文化財」として考えているようにもみえる

災害発生時の対応も一応も計画に組み込むことが求められている

「文化財の保存・活用の推進体制」のなかでは「文化財保護主管課」が入っているのは当然で「観光振興課」「都市計画課」などまでが組み込まれているのも、「文化財をまちづくりに生かす」という趣旨からは理解できる。しかし、ここで対象としてきたような、未指定の、さらに言うとも調査(全体を把握していない)歴史文化資料群との関わりではなにをするのか？

→最大の疑問は、最後の項目で「その他民間団体等」を書き上げることになっていること

そこには「〇〇法人」として、「文化財保存活用支援団体に指定されている法人や、今後指定を検討している法人、DMO等」が例示されている

→このDMOとは「観光地域づくり法人」のこと

「地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。」(観光庁ホームページ)

※「観光地経営」とこれまで述べてきた、地域歴史文化資料の調査・研究と保存・活用とはどのような関係にあるのか？

おわりに

残された課題をわたしなりに整理してみたい

地域の歴史・文化・自然資源を未来世代に継承するために

1) 自治体の果たすべき役割は大きい

①住民が参加し、未来世代にそれを引き継ぐために、いまできること

- ・地域に残る歴史・文化・自然資源をできる限り悉皆的に調査し、その課程も含めて成果を住民と共有すること

資料集の刊行、古文書を読む会、〇〇町郷土史研究会、歴史博物館での展示

=改定された「文化財保護法」の趣旨（未指定の文化財の消失・散逸を防ぎ。将来に継承すること、そのための担い手を養成すること）でもある

- ・民間所蔵の歴史文化資料の保全を行うこと

=個人任せにしない！地域の「公共的史料」が含まれる

文化財に指定することが良いかどうかは別にして、しかるべき施設で預かることも検討すべき場所がないことはたしかだが、より安全な保管体制をとることが不可欠

- ・やむなく民間所蔵を継続するときは、記録保存を行うこと

公開するかどうかは、所蔵者の個人情報に関わる点には注意した上で判断する
ただし、「公共的な」史料という性格があることにも留意する

②「地域づくり」を住民「総がかり」で進めるためには、その地域の歴史から学ぶことは多い

- ・少子化のなか、むずかしいところもあるが、将来を担うこどもたちと一緒に地域の歴史を学ぶことから始める

→学区の歴史を「歩いて」まわって「確かめる」

文献資料と一緒に読む　これまでの自治体史をテキストに出来るか？

→言うのは簡単、実行は容易ではない　人とお金（場所の確保も含めた）

※しかし、今こそ、時間をかけて（長期的に）地域の歴史と向き合うべきときなのでは？

③専門職員の確保

- ・「担い手」は住民自ら

でも、専門家の知識と経験、そしてリーダーシップが不可欠

2) 住民がすること

①役所の仕事任せにしないで、「自分たちの文化遺産」だということを一緒に考え、自ら地域や自分の家の歴史を学ぶことの持つ意味を考えること

「地域の歴史や文化」を後世に伝える資料を、住民自らが学び・残すことが不可欠

→自分たちの地域の歴史を学ぶことは「楽しい」

誇ることの出来るものをさがすこともできる

→そのなかから、観光客だって面白いと思うような「観光資源」を発見できるかもしれない

自分たちが楽しくなきゃ、観光客だって面白くない！

観光客に楽しんでもらうためには、自分たちが楽しい、面白いと思うこと！

②自分たちの「文化財」を決めるのは自分たち

何を残したいのか、なぜ残したいのか、どのように残したいのか、を決めるのは誰か？

だれにとっての「財」かは、一度考えてみる必要がある

③「担い手」はその地域で生活・生産しようとする自分たち

専門的知識を提供する自治体の専門職員と地域で暮らす住民とサポートする研究者

3) ないものねだり

その1

学区の歴史を祖父母・親とこどもと一緒に学ぶこと

→自分たちが生まれ、育った地域社会の歴史を学ぶことはその地域の現在の課題を発見することにもつながる

その2

今こそ、学校の先生の出番かもしれない

昔は地域の学区のことをよく知っている先生がいた

今は、学校の校務が忙しくて、余裕がなくなっていると思う

数年で転校する 学区を歩く余裕がない 学ぶゆとりもないのではないか

そもそも、教育学部で、地域社会で使える知識や能力を教員に教えているか？

役所で、地域の歴史・文化に関する情報を先生たちに発信できているか？

→大変だけど、学区の歴史から始めることの意義は大きい

→その意味では、自治体史はつくったらおわりではなく、そのあとが重要

町民が自ら学ぶきっかけになっているか とくに先生やこどもたちが学ぶ素材になっているか
調査できなかつた史料の調査、収録できなかつた史料の刊行、史料から得られた情報の共有

→「終わることのない文化運動」

その3

景観を含む「自然」をどのように継承するか

たとえば、農作物の種なども、歴史的に地域で工夫されて改良されてものも少なくない

国際的な種子企業が、一律に（冷害に強いとか、病気につよいとか、たくさん収穫できるとか、はあっても）独占して、売りつける現在の仕組みから、地域で長年にわたって栽培してきた植物を守り育てること

→ 「地域の歴史的個性」をまもることでもある

その4

「地方消滅」「地域の「終活」」をこのまま手をこまねいて放置するのか

コロナは、むしろ「地域社会」に光をあてたように思われる

地産地消 地域社会でも都会の仕事ができる

そもそも、伝染病は「人が多く集まっているところ」で蔓延する

地方へ分散して住むこと

高齢化・少子化をどのように地域社会で乗り越えることができるか？